

## 雇用改善アドバイザーの業務

雇用管理アドバイザーは、会社の労務管理の現況と財務の現状さらに希望をよくお聞きした上で、その会社にとって最善と思われる雇用改善案をアドバイス・実践指導します。

改善には、会社の負担が無く出来ること、会社の負担が伴わなければ出来ないものがあります。

その会社にとって「今、何ができるか」又「将来のために何が必要か」を探り、より良い改善策を提案いたします。

## 雇用管理制度導入の具体例

### 1. 評価待遇制度

- ・採用基準 　・配置異動基準 　・昇進・昇給基準 　・人事考課評価制度
- ・賃金体系制度（日給制から月給制へ、日給月給制から月給制への変更含む）
- ・賞与制度 　・退職金制度 　・諸手当制度 　・職務・勤務地限定正社員制度
- ・その他評価・待遇制度

### 2. 研修体系制度

- ・教育訓練計画 　・職種別研修 　・階層別研修 　・自己啓発補助制度
- ・社内検定制度 　・技能検定等の各種試験に対する支援制度

### 3. 健康つくり制度

- ・人間ドック 　・腰痛健康診断 　・メンタルヘルス相談
- ・インフルエンザ予防接種 　・その他健康づくり制度

### 4. 休暇・労働時間制度

- ・所定労働時間の短縮 　・所定労働時間の削減 　・フレックスタイム制の導入
- ・週休2日制や4週8休制の導入 　・年休の取得促進 　・育児休業制度
- ・介護休業制度 　・特別休暇 　・短時間勤務制度
- ・他の休暇や労働時間制度

### 5. 管理業務・組織管理・人間関係管理

- ・メンター制度 　・カウンセリング制度 　・ハラスメント等防止措置
- ・朝礼 　・社内報 　・提案制度 　・表彰制度 　・苦情処理制度
- ・その他業務管理、組織管理、人間関係管理制度

### 6. 福利厚生

- ・財形福祉 　・社内預金 　・共済制度 　・慶弔金 　・レクリエーション
- ・定年退職前教育 　・企業年金 　・他の福利厚生制度

以上様々な制度導入が考えられますが、導入において助成金・補助金などを活用することにより会社の負担を無くし、又は軽減することができる場合があります。

其の為には就業規則・協定書・計画策定などが必要になる場合があり、必要なアドバイス・実践指導を行っていきます。